

令和3年9月10日（金）開催

令和3年度  
第6回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

## 第6回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和3年9月10日(金)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊地國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫  
6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男 8番 沖津由藏  
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 5番 杉山幸進
6. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
7. 案 件  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告 第2号 農地貸借契約の合意解約について  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案 第3号 非農地証明願の承認について  
議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)  
議案 第5号 横浜農業振興地域整備計画の変更(案)について
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長

定刻となりましたので、ただいまより令和3年9月3日に招集告示致しました令和3年度第6回農業委員会定例総会を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は7名で、5番 杉山幸進委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。なお、杉山委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

8番 沖津由藏 委員、9番 澤谷政夫 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続2件の6筆、面積22,300㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議 長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

次に、

報告第2号 農地貸借契約の合意解約について、事務局より法告をお願い致します。

事務局

2 ページをお願い致します。

報告第 2 号 農地貸借契約の合意解約について、ご報告致します。公益社団法人あおもり農業支援センターより、合意による解約に係る通知書を受理したので報告するものであります。今回は農地中間管理機構に係るものであり、1 件の 1 筆、3, 343 m<sup>2</sup> を合意解約するものであります。解約理由としては、所有権移転及び耕作者が変わるためです。以上です。

議 長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第 2 号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

それでは、3 ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は 8 月 30 日（月）に、農業委員 6 番 秋田委員及び農地利用最適化推進委員の鳥山委員と濱辺委員並びに事務局の 4 名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は 3 件でございます。番号 1 については、譲受人が規模拡大のため農地を売買し所有権移転し米を作付けするものであります。番号 2 については、譲受人が以前から牧草を作付けしており今後も作付けを継続する意向であることから、売買し所有権移転するものであります。番号 3 については、譲受人は世帯等で農地取得要件を満たすものであり、申請地は息子が所有している農地の隣合わせとなっております。以前から 2 筆を一つの畑として使用している状況であるため売買し集約する目的であります。申請地の図面は、4 ページから 5 ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 鳥山 農地利用最適化推進委員の鳥山です。それでは、報告致します。4ページをご覧ください。番号1は〇〇〇〇に位置しております。現況は牧草が作付けされておりました。次に5ページをご覧ください。番号2は、〇〇〇〇に位置しており、現況は牧草及び一部原野化しておりました。番号3は、〇〇〇〇に位置しており、現況は長芋及びバレイショの収穫が終わりロータリーで耕起されておりました。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

議長 長倉 質疑なしと認め、これより採決致します。  
本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 6ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請地については、〇〇〇〇となります。既存の風力発電機6基が令和4年5月31日に撤去予定で操業終了に伴い、新たに大型風力発電機2基を建設するためのボーリング調査を実施する計画となっております。申請地の計画図及び参考資料は7ページから12ページにございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 鳥山

それでは、報告致します。7ページの図面のとおり、申請地は〇〇〇となります。現況は採草放牧地として利用されております。ボーリング調査地へは、既存の管理用道路が接続されておりますので容易にたどり着くことができます。転用面積については、全て必要最小限の面積であり集团的農地の分断へ繋がらないことと、工事の必要性及び妥当性、作物へ影響のない必要最小限の場所、工事終了後に農地へ復元すること、近隣耕作者への影響がないことから問題はないと思われます。

以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

13ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。今回の申請は2件でございます。番号1については、相当前より未耕作であり、原野化及び山林化しているため地目変更を希望するものであります。番号2については、〇〇〇〇へ所有権移転したいとのことですが、農地を取得する権利はないため、地目変更してからとのこと。図面及び現況写真は14ページから21ページ、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱辺

農地利用最適化推進委員の濱辺です。

それでは、報告致します。14ページから16ページをご覧ください。番号1は、〇〇〇〇に位置しており周辺の状況ですが、3面住宅等に囲まれております。入口は1ヵ所で、現況は地面が盛り上

がり相当な数の石が混在しており、かん木や雑草も生い茂り原野化しておりました。次に17ページから21ページをご覧ください。番号2は〇〇〇〇に位置しております。周辺の状況ですが、〇〇〇〇の奥に存在しており、北と南側は小屋、東側は線路があるため進入するには居宅の前を通過するしか方法はありませんでした。現況は、かん木や雑草が生い茂っており原野化していました。現況を踏まえ全て農地への復旧は困難であると考えられます。以上で議案第3号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、まずは番号1について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

22ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明致します。今回の申請は4件で、全て農地中間管理機構を通す計画でございます。まず、番号1については、〇〇〇〇に位置しており、畑として5年間一部を使用貸借するものであります。申請地の図面は24ページにございます。以上です。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

番号1を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号1は承認することに決定致します。

次に、

番号2及び3についてですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、私、長倉が該当しますので、番号2及び3の審議が終了するまでの間、一時退場致します。なお、議事の進行につきましては、3番野坂会長職務代理へお願い致します。

(～長倉会長一時退場、野坂会長職務代理議長席へ移動～)

議長 野坂

議長を務めさせていただきます、野坂です。よろしくお願い致します。それでは、議案第4号の番号2と3について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

番号2と3についてご説明致します。番号2は〇〇〇〇に位置し、まとまっております。番号3は、〇〇〇〇に位置しております。どちらも、基盤強化促進法に基づく利用権設定をしておりましたが、期間が満了となったことに伴い農地中間管理機構へ切り替えるものであります。耕作者について以前と変更なく、契約期間は5年間の賃貸借で畑として利用する計画となっております、申請地の図面は25ページでございます。以上です。

議長 野坂

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

番号2と3を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号2と3は承認することに決定致します。

番号2と3の審議が終了しましたので、ここで議長を交代します。

(～野坂会長職務代理は自分の席へ戻り、長倉会長が入場し議長席へ戻る～)

議長 長倉

それでは、審議を続けます。

次に、番号4について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

23ページをご覧ください。

番号4についてご説明致します。申請地は、〇〇〇〇に位置して



おります。新規契約であり、5年間の賃貸借で田として利用する計画となっております。申請地の図面は27ページでございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

番号4を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号4は承認することに決定致します。

次に、議案第5号 横浜農業振興地域整備計画の変更(案)について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議案第5号 横浜農業振興地域整備計画の変更(案)について、ご説明致します。29ページ及び30ページの横浜農業振興地域整備計画変更理由書及び31ページの図面をご覧ください。今回の変更内容は、〇〇〇〇について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断された土地であるため農用地区域から除外するため意見を求めるものであります。当該地は、8月13日開催の第5回定例総会で非農地として承認された場所であり、〇〇〇〇の所有です。相当前より原野化しており、山林と原野が混在している状態です。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長

それでは、これもちまして、令和3年度第6回農業委員会定例  
総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和3年9月10日（金）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 沖津 由藏 ⑩

議事録署名者 澤谷 政夫 ⑩